

# 賃上げが地域を活性化する

～17春闘と地域活性化大運動～

全労連賃金・公契約局長 齋藤 寛生

全労連は、2016年7月の第28回定期大会で、安倍政権のアベノミクスの新自由主義改革やグローバル競争国家づくりのもとで、非正規労働者の増大などによる貧困と格差の拡大、中小商工業者や商店街をはじめ地域の疲弊が深刻になっている問題に対して、賃金の底上げや中小企業支援、働くルールの確立や社会保障・教育の拡充などの諸課題を統一した「地域活性化大運動」の取り組みを決めた。

“世界で最も企業が活動しやすい国”を掲げるアベノミクスの新自由主義改革がもたらしたものは、円安による大企業の大儲け、格差の拡大による地域経済の疲弊と貧困の増加である。

そうした矛盾の深まりのなかで安倍内閣は、内需を拡大するための最低賃金の“引き上げ”を指示しながら、新たなバラまきをはじめ、当面の破綻回避のための付け焼刃的な対策を採らざるを得ないところに追い込まれている。一方で、消費税増税の先送りを口実とした社会保障や生活関連予算・施策には大ナタが振るわれており、社会保障総改悪の方向も鮮明になっている。

## 1 「地域活性化大運動」とは

各分野から深まる矛盾と切実な要求に依拠した反撃を強める必要がある。

グローバル経済（新自由主義経済）に対抗する効果的な方策は、「大企業中心」の経済循環を変え、「地域循環型経済」を再構築することである。「地産地消」を基本に、流通も含めて地元で行い、「地産地『商』」から「地消地産」（地域で消費するものを地域でつくり出す）を通じて地域に産業を起こしていくように、行政と住民の街づくりの共同をつくる必要がある。地域で産業が生まれれば、就労が発生し、人口減にもストップがかかり、税収も確保できるようになる。それが「地域循環型経済」であり、それを善導するために、最低賃金を含む賃金の底上げの運動がある。

春闘のたたかいは、くらしの改善だけでなく、地域経済の活性化にも大きく影響する。そうした視点を持って、各組織が本気になって大幅賃上げと底上げに取り組む必要がある。その中核となるのが、アベノミクスの矛盾が集中している“地域”でのたたかいだ。“地域”を基礎に、経済のあり方そのものの転換を求める大きな共同へ発展させることが決定的に重要である。

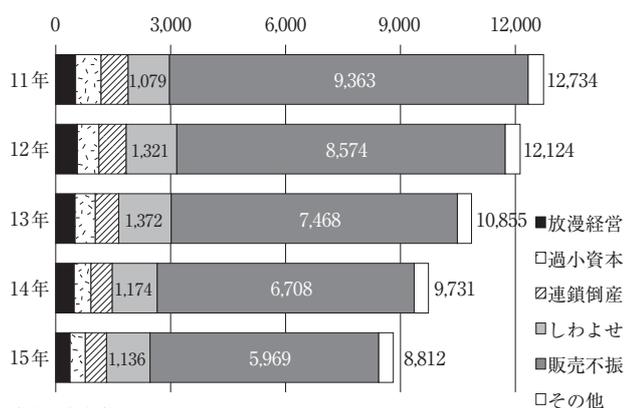
「8時間働けば、どこでもだれでもが人間らしくくらしができる」社会を全国につくる運動で、最低賃金と非正規を含む公務員賃金の底上げを勝ち取り、消費購買力を向上させ、地域経済に活力を取り戻し、中小企業を元気にして、人口減少や少子化に歯止めをかける共同を築く運動が「地域活性化大運動」だ。

図表1 中小企業・小規模事業者・労働者の数

	2012年		2014年	増減数・率
	全体の割合	労働者数/人	全体の割合	
中小企業 小規模事業者数	385.3万者	32,167,484	380.9万者	-4.4万者
	99.7%	69.7%	99.7%	-1.1%
大企業数	1万600者	13,971,459	1万1110者	+514者
全規模数	386.4万者	46,138,943	382.0万者	-4.3万者

資料：中小企業庁公表（2016年1月29日）のデータより

図表2 原因別倒産状況



資料：東京商工リサーチ調べ

以下は、その当面の各運動の柱である。

## 1) 地域循環型経済で地域の活性化

地方・地域経済の“主役”である中小企業・小規模事業所は、全企業数の99.7%を占め、全従業員の69.7%を雇用している（図表1）。しかし、中小企業にはアベノミクスの恩恵は届かない。

全体の倒産件数は減少傾向にあるが、倒産理由の3分の2は「販売不振」である（図表2）。「物が売れない」ことが最大の倒産理由であり、消費不況、国民の消費購買力の低迷が中小企業を苦しめる最大の原因であることがわかる。主な理由は、「人件費の増大」「賃上げに耐えられない」ではない。大企業などからの「しわ寄せ」も第2位になっていることを考えると、消費不況を克服し、消費購買力を上げて「物が売れる」状況をどうしたらつくれるかを考える必要が出てくる。消費購買力の向上と中小企業振興をすすめるためには、大企業による“優越的地位の乱用”の禁止や下請2法の改正などによる公正取引ルールの確立

図表3 日本国憲法25条が求める基準とは

- 1) 「適切な栄養を得ているか」  
「雨露をしのぐことができているか」  
「避けられる病気にかかっているか」  
「健康状態にあるか」など  
……基本的な健康・生命が維持できる「絶対的貧困」に陥らないこと。
  - 2) 「読み書きができるか」  
「移動することができるか」  
「人前で恥をかかないでいられるか」  
「自尊心を保つことができるか」  
「社会生活に参加しているか」など  
……社会・文化的な「生活の質」を確保する、社会変化に応じた「相対的貧困」に陥らないこと。
- ※ アマルティア・セン著「不平等の再検討」より

と徹底も重要な課題になっている。

中小企業家同友会や全商連（民商）が力を入れている「中小企業振興条例」の制定は、2016年9月現在で、42都道府県、176市区町村で制定されている。中小企業振興条例は、地域独自の振興策を打ち出し、中小企業支援についての自治体の責務を明確に規定する。施行されると、無担保無保証人融資枠の拡大や相談窓口の設置などの支援策は広がるが、本格的な“振興策”は少ない。しかし、自治体の中小企業振興の決意を住民と事業者に宣言する意味を持つもので、中小企業団体などとの共同を築く上でも、労働組合として重視すべき運動である。

## 2) 生活できる賃金・最低賃金の引き上げで、地域を潤し景気回復をはかる

非正規労働者が、労働者全体の4割を占め、フルタイムで働いても最低限の生活すらままならない「ワーキングプア」が増えている。低賃金労働者の増加が内需を冷え込ませ、日本経済を失速させている。円高で儲かっているのは多国籍大企業ばかり。国民の懐を温めて内需を拡大することが、景気回復の第一歩となる。

最低賃金法は、最低賃金制の役割を低賃金労働者のセーフティネットであり、憲法27条が国に求める「勤労条件の法定基準」としての公正労働基準だとする。それには、憲法25条の「生存権」を保障する水準が必要であり、それ以下では法律に

図表4 最低生計費試算調査・総括表

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算

都道府県名	北海道	岩手県	静岡県	愛知県	
自治体名	札幌市	盛岡市	静岡市	名古屋市	
最賃ランク	C	D	B	A	
消費支出	163,824	174,325	186,228	162,526	
食費	39,991	40,083	40,253	37,900	
住居費	32,000	35,000	38,000	45,000	
水道・光熱	10,206	9,024	7,559	7,510	
家具・家事用品	4,090	4,216	3,883	3,480	
被服・履物	5,828	6,540	7,521	8,426	
保健医療	4,558	2,596	3,255	2,186	
交通・通信	16,660	39,986	43,356	19,062	
教育	0	0	0	0	
教養・娯楽	30,068	17,533	18,408	17,745	
その他	20,423	19,347	19,662	21,217	
非消費支出	44,878	37,367	46,662	47,562	
非消費額比率	19.95%	16.31%	18.92%	21.02%	
予備費	16,300	17,400	18,100	16,200	
最低生計費 (月額)	税抜	180,124	191,725	199,997	178,726
	税込	225,002	229,092	246,659	226,288
年額(税込)	2,700,024	2,749,104	3,017,880	2,715,456	
月150時間換算	1,500	1,527	1,644	1,509	
月155時間換算	1,452	1,478	1,591	1,460	
173.8時間換算	1,295	1,318	1,419	1,302	
2015年最低賃金額	764	695	783	820	
調査実施時期	2016年4月	2016年3月	2015年12月	2016年2月	

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2016年10月

違反し、罰金・実刑の対象にもなると定められているもので、労働基準の“最低水準”を示す。

では、憲法25条が求める「健康で文化的な最低限度の生活」とは、どのような生活状態をさすのだろうか(図表3参照)。

最低生計費は、「絶対的貧困」「相対的貧困」から抜け出すために必要な“絶対額”であることが求められる。そのためには、「実際にいくらでくらししているか」ではなく、その所得で「どのようなくらしができるのかの指標」を検証し、そこから導き出された“つつましい最低限度”の「生活の質」の確保が、憲法の求める「人間らしい生活」を実現することになる。

最低賃金が求める水準は、憲法25条が確保できる水準が必要である。言い換えれば「8時間働けば、だれでもどこでも人間らしいくらしが実現できる」水準であることが求められている。

全労連では、全国各地で「最低生計費試算調査」を実施している。これは、健康で文化的な最低限度の生活ができる「絶対的水準」を科学的に導き出す調査活動である。

家具・家事用品、被服・履物などの持ち物は、「持ち物財調査」に基づき、全体の7割を超える人が保有しているものを導き出し、それについて実際に行った「価格調査」の“最安値”を、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」に基づいて月額を算出した。食費は、総務省「家計調査」から、必要なカロリー・栄養を満たす摂取量から金額を算出。住宅は、住宅情報などで25㎡のアパートの最低価格を調査し、管理費や更新料も考慮してそれらを積み上げた結果が図表4だ。

地方によって家計費目に個性がある。首都圏では住居費は高いが、交通費は車がないため安い。地方は、住居費は安い公共交通が弱く、自動車がかかせないため、交通費がかかる。それらを踏まえて試算すると、どの地方でも月額23万円、年収270万円は必要で、地域間での差はほとんどな

い。

## 3)

## 日本の最低賃金制度の根本的な欠陥

## ①低い日本の最低賃金水準

2007年の最低賃金法改正で、最低賃金額と生活保護の逆転解消が最低賃金法に明記され、法改正前の引き上げ額は2桁となり(11年は東日本大震災のため7円)、07年から150円引き上がった。

厚生労働省は「生活保護との乖離は解消した」というが、あくまでも、生活保護額を高く、最低賃金額を低く計算する“捻じ曲がった”比較対象方法(図表5参照)を用いており、全労連が求める基準で比較すれば、すべての都道府県の県庁所在地では、逆転は解消していない。

先進国では、全国一律で時給1000円～1300円、月額20万円が一般的である。

最低賃金引き上げが大統領選挙の公約にまでなった米国では、「最低賃金引き上げのための経済的論拠」として、「最低賃金の引き上げは企業にとっても有利である」として、「従業員のモチベーションを喚起することで生産性を向上させ、離職率の低下により新規採用や研修経費を削減

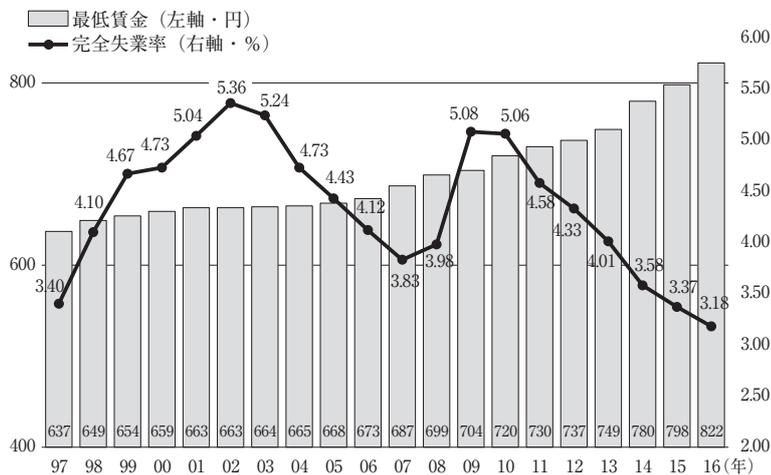
図表5 厚労省の最賃と生活保護との比較方法の問題点

- ① 労働時間を長く算定（年間上限の2085時間を使用）
- ② 税金と社会保険料控除を安く算定（沖縄の値で計算）
- ③ 勤労必要経費（勤労控除）を算入していない
- ④ 生活扶助額を少なく算定（加重平均を用いている）
- ⑤ 住宅扶助を少なく算定（生保受給者の実勢値で計算）

（全労連の要求）

- 月150時間（年1800時間）で計算すべき
- 各地の実態を踏まえて計算すべき
- 労働者の生計費だから含めて計算すべき
- 県庁所在地（県内最高値）で計算すべき
- 制度の基準額を用いて計算すべき

図表6 最低賃金の加重平均額と完全失業率平均値の推移



し、また、従業員の欠勤率を低減させる」「最低賃金引き上げと雇用との相関関係はほとんど見られず、適度の引き上げによる雇用者数への影響はほとんどない」と政府機関が分析している。

しかし日本では、「最低賃金を引き上げると雇用が削減される」「非正規労働者が解雇される」などの“俗説”が強調され、最低賃金引き上げの抑止力となっている。しかし実際は、最低賃金と失業率の影響はほとんどない（図表6参照）。

## ②地域別最低賃金

安倍首相は、「最低賃金を生活保障の観点から再定義の検討は必要ない」としている。中央最低賃金審議会の公労使の各委員も「地域経済は均一ではなく格差は当然」と考えている。そのうえ日弁連でも「地域間格差はやむをえない」という考えが多く、全国一律制度を実現するには、多くのハードルがある。

その一方で、地域間格差の解消を求める声は多くの地方で高まっている。2016年の改定で地域最賃の最高額と最低額の差は218円に広がり、06年の109円から10年で2倍に広がった。同じ仕事で

働いても年収で46万円超の格差になる。

最低賃金の差は、地域の実賃金に連動し、賃金の低い地方から高い地方に人を流出させる（図表7参照）。それが人口減少を招き、地域の消費購買力を縮小させ、地域の活力を失わせ、特にCDランクの地方は、ますます衰退する。それを止めるためにも、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度が必要である。

世界的にも全国一律最低賃金制度が主流であり、国土が広大で、多民族、経済の統一が取れていない国が地域別最低賃金制を採用しているのであって、日本のような国が、地域別で最低賃金を決めているということがまさに異常だ。

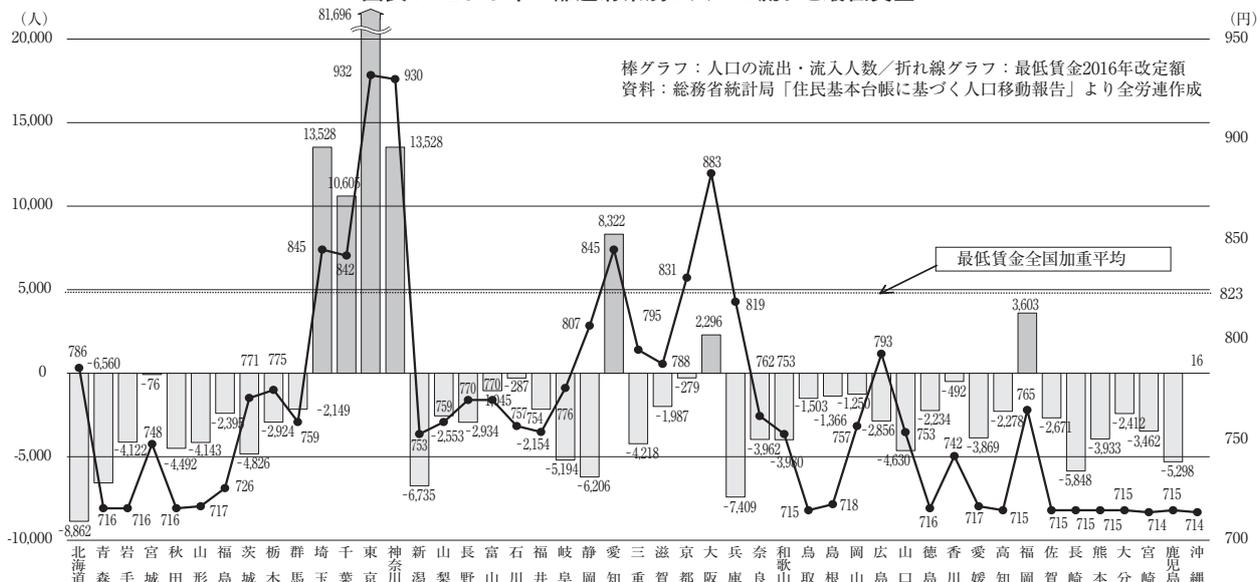
## ③世界でも例のない「支払能力」規定

日本の最低賃金を決める際の考慮要素は、日本が批准するILOの最低賃金決定条約からも外れている。それは、生計費原則の視点が弱いこと、そして世界に類のない「事業の支払能力」規定があり、地域間格差の元凶になっている。厚生労働省は、「生計費」「賃金相場」「支払能力」の3要素の“ウエイト”は均等だというが、実際は、「支払能力」に偏重した審議が行われている。

消費者物価指数では最高と最低の都道府県の差は10%にも届かない状況でも、最低賃金の最高と最低の地域間格差は24%もある。その根拠とされているのが「支払能力」であって、これが過剰な地域間格差を拡大し、固定化させている。

世界で、「企業の支払い能力」を最低賃金の根拠にしているのは、先進国では日本以外にはない（図表8参照）。労働者の最低限の暮らしを保障する労働基準を決めるに当たって、企業活動の大小

図表7 2016年・都道府県別の人口の流れと最低賃金



を考慮することは筋違いである。しかし実際の審議では、使用者側委員が、「中小企業がもたない」「小規模企業がつぶれる」と厳しく抵抗する。しかし「では最賃を30円引き上げたら何社がつぶれるのか」という公益委員の質問には、使用者側委員はまったく答えられない。つまり、支払能力の科学的根拠はなく、“齷し文句”として、最低賃金を抑えるために悪用しているだけなのだ。

#### 4) 公契約条例と最低賃金の深いかかわり

公契約法・条例は、公共工事・公共サービスなどを民間事業者が発注して実行する際に、低賃金を背景とするダンピング受注を排除し、i. 公務・公共サービスの品質確保、ii. 事業者相互間と労働者相互間の公正競争の実現を目的としている。法的には、契約自由の原則と民法537条（第三者のためにする契約、図表9）に基づき、現場で働く労働者に、契約で定めた以上の金額を支払うよう、双方で約束することを根拠とする行政法である。

公契約条例では、「労働関係法令の遵守」が謳われる。法令を守らない業者を公務・公共サービスに従事させないことは当然だが、公契約条例の目的を労働基準の“最低ライン”に置く妥当性の検証も必要である。最低賃金は、「使用者は、この金額未満で労働者を働かせはならないし、労働者はその金額未満で働いてはならない」ものであ

図表8 「事業の支払能力」は日本だけ なくすべき!

	賃金水準	社会保障給付	労働者家族のニーズ	インフレ・生計費	雇用率	経済動向	労働生産性	事業の支払い能力	基準なし
日本	○	○※		○				○	
中国	○	○		○	○	○	○		
韓国			○	○			○		
カナダ	○					○			
米国									○
フランス	○		○	○			○		
ドイツ							○		○
イギリス							○		
オランダ	○	○			○				

※生活保護に係る施策との整合性を配慮  
資料：「月刊全労連」2013年5月号：丸谷浩介佐賀大学教授の論文より

図表9 民法第537条（第三者のためにする契約）

1. 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。
2. 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思表示した時に発生する。

り、それ以下なら違法になる“最低限の水準”である。そう考えると、非正規であっても、住民の安全・安心に責任を負う公務・公共サービスに従事する労働者の“労働の価値”が“最底限の水準”でいいのかという大きな課題が残る。

公務・公共サービスの「質」の確保・向上には、その労働にふさわしい賃金・労働条件が保障される必要があり、その実践には「賃金下限設

定」のある公契約条例が必要だ（図表10）。

公的労働の対価を、行政が公契約条例などで「最底限の賃金でいい」と公に認めれば、地域の非正規の賃金は「どん底賃金」に張り付く。保育や介護などが民間も含めて低賃金である背景には、“家事労働の延長”的な労働に対する行政側の評価の低さ、さらに公的施設で働く同職種の非正規労働者の賃金が安いことに原因がある。

最低賃金が上がれば、非正規雇用労働者の賃金水準は上がる。それでも低い最低賃金を上回る地域の賃金相場に善導するのが行政の責任である。

## 2 地域活性化大運動の具体的展開

不況が長引き、アベノミクスによる経済破綻<sup>はたん</sup>の危機が確実に近づいている。それらに対抗するには、“地域”を基礎に共同を発展させることで、力関係を大きく変えて、安倍「暴走」政権に終止符を打つことが求められている。

その中心課題は、賃金の底上げと中小企業・農林漁業に対する支援の強化、そして地場産業の振興である。現在の消費不況を打開するには、市民（地域住民）の懐を温めて、内需を拡大する以外に道はない。そうした経済や地域政策の方向転換に対する社会的合意を築き上げ、共同をつくり広げる大運動に労働組合として本気になって取り組もうという提起が「地域活性化大運動」である。

地域には商店街、中小企業団体、町内会、各種市民団体や老人会など、数多くの組織が存在している。2月を中心に行われる地域総行動では、そうした団体と積極的・精力的に懇談し、労働組合の主張と取り組みを伝え、一緒にできることは何なのかの同意を築く活動が中心になる。平和と憲法の課題、中小企業支援と地域経済の活性化、最低賃金の引き上げと大幅賃上げ、公務・公共サービスの拡充、住民の安心・安全の確保、医療・教

育、社会保障拡充の課題など、多くの合意をつくることができるはずだ。

同時に、すべての地方議会へ最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定を求める意見書の採択にも取り組む。議会の動きに注目して、安易な“継続審議”や“不採択”にさせない運動にも取り組む。

3月は、まさに“春闘真っ盛り”の月。住民の懐を温めることが、景気回復の最大の対策であることを広く知らせるために、職場・地域で大いに学び語り合って総決起し、市民にアピールする。

4月からは最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げるための「怒りの共同」を大きく広げる。毎月15日を中心とした最賃・ディーセントワークデーに取り組み、全国一律最低賃金制度の制定を求める請願署名は、組合員1人5筆以上を目標に、節目ごとの到達具合を確認しながら、外の団体や個人に訴えることも含めて取り組む。

地方最低賃金審議会に対しては、これまでの個人署名ではなく、一人1枚の「私の一言」形式の個人請願形式に切り替える。これまでも厚生労働省に届いた「私の一言」は、受け取った機関が別紙に抜き取り、しっかりと集約し記録に残すことが知られている。決して“出しっ放し”にはならない。そうした意味も含めて仲間に周知し、多くの「私の一言」を集めていく。

また、自治体が公契約条例を制定することは、適正な労働条件を整備し、公務・公共サービスにふさわしい「質」の確保を受注業者をお願いするために、適正単価による発注を自治体として実施する意思を述べ、地域経済の活性化をめざすことを広く周知することである。これは、自治体側から受注業者に“縛り”をかけることではなく、これまでの“安ければいい”という自由競争万能から、地域循環型経済の再構築に足を踏み出すための重要な政策変更を、自治体の決意として地域に宣言するものである。自治体キャラバンや申し入

図表 10 公契約条例の広がり

地 方	数	自治体名	採択日
北 海 道	4	★函館市	2001年4月
		★旭川市	2008年8月
		★名寄市	2012年4月
		★北見市	2013年12月
岩手県	1	○岩手県	2015年3月
秋田県	1	○秋田市	2013年3月
山形県	1	○山形県	2008年7月
群馬県	1	○前橋市	2013年3月
埼 玉 県	2	◎草加市	2014年10月
		★富士見市	2014年4月
千 葉 県	3	◎野田市	2009年9月
		◎我孫子市	2015年3月
		★流山市	2015年2月
東 京 都	13	◎多摩市	2011年12月
		◎国分寺市	2012年6月
		◎渋谷区	2012年6月
		◎足立区	2013年9月
		◎千代田区	2013年9月
		◎世田谷区	2014年9月
		○江戸川区	2010年4月
		★日野市	2008年9月
		★新宿区	2009年4月
		★小平市	2011年4月
		★杉並区	2012年3月
		★台東区	2013年4月
		★港区	2016年4月
神奈川県	3	◎川崎市	2010年12月
		◎相模原市	2011年12月
		◎厚木市	2014年3月
長野県	1	○長野県	2013年3月
石川県	1	○加賀市	2016年3月
岐 阜 県	2	○岐阜県	2015年3月
		○大垣市	2016年3月
愛 知 県	3	○愛知県	2016年3月
		★豊田市	2006年6月
		◎豊橋市	2015年12月
三重県	1	○四日市市	2014年9月
京都府	1	○京都市	2015年10月
大 阪 府	2	★豊中市	2006年4月
		★茨木市	2014年12月
奈 良 県	2	○奈良県	2014年6月
		○大和郡山市	2014年12月
兵 庫 県	5	◎三木市	2014年3月
		◎加西市	2015年3月
		◎加東市	2015年6月
		○尼崎市	2016年10月
		★宝塚市	2015年7月
香川県	1	○丸亀市	2016年3月
高 知 県	1	○高知市	2011年8月
		◎高知市	2014年9月
福岡県	1	◎直方市	2013年12月
佐賀県	1	★佐賀市	2012年12月
22 地方	51	◎:本条例、○:理念条例、★:指針	

れなどの際には、こうした視点を行政に届け、行政の基本的姿勢を住民本位に取り戻す運動にも力を入れる。

公務員賃金は、税金によって賄われているため、国民（住民）に納得される社会的妥当性が要求される。それは、公務員賃金には「社会的規範性」があり、地域の賃金を善導する役割を担っている。実際、保育や介護、学童などの公務非正規労働者の賃金が、民間同種の労働者の賃金を低く抑えており、“民間水準”を引き下げている。

また、最低賃金の引き上げで公務非正規の賃金が、最低賃金を下回る事態が生じている。埼玉県の自治体キャラバンで、74自治体のうち20を超える市町村で最賃割れしている実態が、明らかになった。東京でも同様の傾向がある。しかしこれは、非正規労働者だけの問題ではない。神奈川県では、最低賃金が引き上がったために、地域手当のない町にあるハローワークの正規職員の初任給が、最低賃金を下回っている。県の最低賃金が935円で、初任給を労働時間で割ると875円にしかならない。

こうした道義的に反する実態をアピールし、公務員賃金の低さと、“社会的規範”としての役割についての合意づくりをすすめ、公務・公共サービスの産業化の流れに対抗して、そのあるべき姿、公の復権についての国民的議論を起こして、“利益偏重”の行政のあり方を正す必要がある。

これらをすすめるには、労働組合が地域に足を出すことが必要だ。景気、地域経済、暮らし、安心・安全など、職場の中だけでは解決できない課題が山積する。地域との共同を築き、地域での多数派を目指す共同の要に労働組合がいる運動が「地域活性化大運動」なのだ。